

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年10月12日(2023.10.12)

【国際公開番号】WO2022/158487

【出願番号】特願2022-576718(P2022-576718)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/00(2006.01)

B 3 2 B 27/18(2006.01)

B 3 2 B 27/32(2006.01)

B 6 5 D 65/40(2006.01)

10

【F I】

B 3 2 B 27/00 M

B 3 2 B 27/18 Z

B 3 2 B 27/32 E

B 3 2 B 27/32 Z

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月12日(2023.4.12)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材層と、積層フィルムの一方の最表面となるシーラント層とを含む積層フィルムであつて、

前記基材層が、密度0.942～0.970g/cm³、温度190および荷重2.16kg条件下でのメルトマスフローレートが0.1～3.0g/10minの高密度ポリエチレン(A)77～99質量部と、密度0.930～0.960g/cm³の超高分子量ポリエチレン(B)1～23質量部との合計100質量部を含有することを特徴とする積層フィルム。

【請求項2】

前記基材層の超高分子量ポリエチレン(B)の平均粒径が5～200μmで、且つ重量平均分子量が50万以上であることを特徴とする請求項1に記載の積層フィルム。

【請求項3】

前記基材層が、隠蔽剤(C)を5質量部以下の割合で含有することを特徴とする請求項1または2に記載の積層フィルム。

【請求項4】

前記隠蔽剤(C)が酸化チタンであることを特徴とする請求項3に記載の積層フィルム。

【請求項5】

前記シーラント層がポリエチレン樹脂からなる層であることを特徴とする請求項1または2に記載の積層フィルム。

【請求項6】

前記基材層のシーラント層と反対側にポリエチレン樹脂からなる層を有することを特徴とする請求項1または2に記載の積層フィルム。

【請求項7】

30

40

40

50

前記基材層が、前記高密度ポリエチレン(A)と前記超高分子量ポリエチレン(B)とを溶融混練してなる樹脂組成物から形成されていることを特徴とする請求項1または2に記載の積層フィルム。

【請求項8】

基材層が、押出成形によりフィルム状に成形されていることを特徴とする請求項1または2に記載の積層フィルム。

【請求項9】

請求項1または2に記載の積層フィルムを用いて形成されたことを特徴とする包装袋。

10

20

30

40

50